

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 事業所の名称及び所在地

(1) 名 称 介護老人福祉施設 フルーツ・シャトーよいち
(2) 所 在 地 北海道余市郡余市町黒川町19丁目1番地2
(3) 電話・FAX 電話 0135-22-5350 FAX 0135-22-6025
(4) 事業所経営者 社会福祉法人よいち福祉会 理事長 亀尾 肇
(5) 開設年月日 平成3年4月1日

2. 利用定員 50名

3. 入退居にあたっての留意事項

介護老人福祉施設サービスの対象者は、要介護者であって継続して医療的処置が必要ない方とします。

- 入居後、入居者の状態が変化し常時治療の必要性が出た場合は退居の場合があります。
- 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退居に必要な援助を行うよう努めます。

5. 事業所における苦情の受付

(1) 苦情受付窓口

- 苦情受付担当者 援助課長 黒田 野花香
- 苦情解決責任者 施設長 本荘 賴賢
- 連絡先 0135-22-5350
- 受付時間 午前9時20分～午後6時20分
- 苦情第3者委員
野 村 広 司 0135-33-5062
三 浦 恵 子 0135-23-3781
津 沢 誠 0136-57-5972

(2) 苦情受付・対応の概要

苦情を受け付けた場合は、苦情解決責任者へ内容の報告をし、事実確認を致します。内容によっては入居者、ご家族等と面談を行い詳細な聞き取りを致します。その後苦情解決へ向けて施設内苦情相談委員会で対応を検討し苦情解決責任者へ上申、その後解決措置を講じる仕組みとなっております。解決が困難となった事例については、法人が設置する苦情処理第3者委員会に申し立て、速やかに解決を図るよう努めます。

- 当事業所以外については市町村、国民健康保険団体連合会、北海道福祉サービス適正化委員会へサービスに関して苦情の申し立てをすることができます。

余市町役場

余市町朝日町26番地

0135-21-2111

国民健康保険団体連合会

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館

011-231-5161

北海道福祉サービス適正化委員会

札幌市中央区北2条西7丁目

011-204-6310

※国民健康保険団体連合会への申し立て方法は、原則書面によりますが、困難な場合に口頭による申し立ても出来ます。

6. 職員体制（短期入所生活介護と一体的運営）

職種	職員数	職種	職員数	職種	職員数
管理者	1	機能訓練指導員	1名以上	栄養士	1名以上
生活相談員	1名以上	介護支援専門員	1名以上	介護職員	21名以上
医師（非常勤）	1	看護師	2名以上		

〔注〕 1. 介護老人福祉施設フルーツ・シャトーよいちは短期入所生活介護と一体的にサービス提供を行っておりますので、職員の配置数はその合計で表示しております。

7. サービスの内容

（1）施設サービス計画の立案

入居者の方の個別の援助計画を立て、内容をご本人・ご家族に説明し同意のもと交付し、それに基づきケアを致します。

（2）食事

管理栄養士が献立を立て、季節感のある食事を提供致します。

（3）介護

可能な限り自立に向けた介護を提供致します。

（4）入浴

週2回以上の入浴があります。身体状況に応じて、普通浴槽・座浴槽・特殊浴槽を利用頂けます。

（5）機能訓練

ご希望により身体の状況・体力に応じた機能訓練を致します。

（6）生活相談

生活相談員等が生活内のご相談に応じます。

（7）健康管理

食欲や運動面、服薬援助、バイタル測定などの健康管理を致します。

（8）理美容サービス

移動理髪サービスをご利用することが出来ます。

（9）日常費支払代行

入居者・ご家族の同意のもと日常生活にかかる支払いを代行することができます。

（10）所持品の管理

入居者・ご家族の同意のもと所持品の管理をすることが出来ます。

（11）レクリエーション等

運動を兼ねて楽しみながら参加出来るレクリエーションを企画実施致します。

8. 利用料（本人負担額）

（1）サービスの利用料（1日あたり）

（単位：円）

介護度	介護費
	従来型個室・多床室
要介護 1	589
要介護 2	659
要介護 3	732
要介護 4	802
要介護 5	871

- 入所した日から30日以内の期間につき初期加算として1日につき30円加算
- 入院又は外泊をした場合は、初日及び最終日を除き1ヶ月に6日を限度として所定介護費に代えて1日につき246円算定
- 看護体制加算として、1日につき19円加算（看護体制加算Ⅰ：6円・看護体制加算Ⅱ：13円）
- 夜勤職員配置加算として、1日につき22円加算
- 日常生活継続支援加算として、1日につき36円加算
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）は、1月につき介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算）×サービス別加算率（13.6%）（1単位未満四捨五入）円
- 看取り介護加算
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みが無いと診断があり、入居者またはご家族等の同意を得て、看取り介護に関する計画をもとに看取り介護をした場合で、当施設または病院において死亡した場合の加算
 - ① 死亡日以前31日以上45日以下 1日につき 72円
 - ② 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 144円
 - ③ 死亡日の前日及び前々日 1日につき 680円
 - ④ 死亡日当日の加算 1280円
- 安全対策体制加算として、入所時20円加算
- 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）
入居者ごとに心身の状況に関する基本的な情報を厚生労働省へ提出し、データを分析されフィードバックを受ける体制、1月につき40円加算
- 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
入居者ごとに褥瘡が発生するリスクについて、施設入所時に評価し、3月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省へ提出し、褥瘡管理の実施に当たる。褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者について、褥瘡の発生がない場合、1月につき13円加算（Ⅱ）
褥瘡発生のリスクはないが、発生予防のための評価は、1月につき3円加算（Ⅰ）
- 排せつ支援加算として、1ヶ月につき10円加算。継続的に状態維持、改善に向けた入所者ごとの排泄に係る支援を行う。
- 協力医療機関連携加算として、1ヶ月につき50円加算。
- 退所時情報提供加算として、1回につき250円加算。

(2) 居住費及び食費

(単位:円)

利用者 負担段階	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
第4段階	1, 231	915	1, 600
第1段階	380	0	300
第2段階	480	430	390
第3段階①	880	430	650
第3段階②	880	430	1, 360

※ 特定入所者介護サービス費制度による介護保険負担限度額認定を受けている場合、上記利用者負担段階の第1段階から第3段階に該当する場合があります。

*食費の詳細

食費	内訳
1, 600円	朝食 380円
	昼食 660円
	夕食 560円

(3) 居室確保費 — 入院した場合の居室確保費用 (外泊時加算対象外の日)

利用者 負担段階	居室確保費	
	従来型個室	多床室
基準費用額	600	450
第1段階	200	0
第2段階	240	220
第3段階①	440	220
第3段階②	440	220

(4) 理美容代

	さわやかカット サービス	理容コウダイラ企画
カット	1, 500円	2, 130円
カット+シェービング	1, 800円	2, 350円
カット+シェービング(居室)	1, 800円	2, 550円
カラー(カット+シェービング)	4, 500円	—
パーマ(カット+シェービング)	5, 300円	—
シャンプー	500円	—
シェービング	800円	—
メイク・ブロー	1, 000円	—

(5) その他管理費等

電気代	1日当たり 10円 (テレビ) 1日当たり 25円 (冷蔵庫)
*テレビ及び冷蔵庫に係る料金徴収については、入居者が居室に持ち込んで使用した際に掛かる1日当たりの電気料金です。	
入浴用品	1回当たり 10円 (シャンプー) 1回当たり 10円 (ボディソープ)
*入浴用品に係る料金徴収については、入居者が利用を希望した場合に限ります。	
ティッシュ代	実費
*居室で個人的に使用する場合の料金	
義歯洗浄剤	実費
*個別に使用希望する口腔関連費	

(6) 介護老人福祉施設を利用した場合の利用料が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをしていただきます。

(7) 支払方法

- ・金融機関口座振替（前月分は翌月 20 日に口座振替）
- ・現金の方は毎月 5 日までに前月分の請求を致しますので請求書受領後 7 日以内に施設窓口でお支払いください。
- ・遠方の方は口座振替、又は振込も可能です。

9. 緊急時の対応方法

- 入居者の様態の変化、急変などがあった場合は、ただちに事業所管理者に報告し、ご家族に連絡をするとともに 24 時間の連絡体制を確保している当施設看護師に連絡をし、病院や診療所等との連携により、健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講じます。

10. 非常災害対策

- 災害時においては「社会福祉法人よいち福祉会 防災管理規程」及び「消防計画」などの規程に基づき、利用者の安全確保に努めます。

11. 事故発生時の対応

- サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該ご家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。又、事故状況の記録等から事故再発防止のための措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りではありません。

12. 利用者の記録や情報の管理・開示について

- 関係法令に基づいて、入居者の記録や情報を適切に管理し、入居者の求めに応じて、その内容を開示します。又、入居者及びご家族の情報の使用に関しては予め別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用させていただきます。

13. 協力医療機関

社会福祉法人 北海道社会事業協会 余市病院
医療法人社団 荒木歯科医院

14. 福祉サービス第3者評価の実施について

第3者評価の実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和4年5月17日～令和4年5月19日（訪問評価期間）
評価機関の名称	特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー
結果の開示状況	利用者家族へ配布及び、事業所玄関に閲覧用を設置

15. その他の運営についての重要事項

- 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備しております。
- 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容としております。
- 認知症等の方について、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行う場合があります。その際の身体拘束が必要な場合は、入居者及び家族に説明をし、同意に関してご相談することとしております。又、同意を得た場合は、その様態及び時間、その際の入居者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- 入居者が重度化した場合は看取りに関しての指針に基づき、本人及び家族の意思の確認をして対応の同意を必要な都度得ながら、医療機関等との連携により対応することとする。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）利用にあたり、入居者に対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

名 称 介護老人福祉施設 フルーツ・シャトーよいち

説明者 職 名
氏 名

印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

入居者氏名
又は入居者代理人

印

ユニット型介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 事業所の名称及び所在地

(1) 名 称 ユニット型介護老人福祉施設 フルーツ・シャトーよいち
(2) 所 在 地 北海道余市郡余市町黒川町19丁目1番地2
(3) 電話・FAX 電話 0135-22-5350 FAX 0135-22-6025
(4) 事業所経営者 社会福祉法人よいち福祉会 理事長 亀尾 肇
(5) 開設年月日 平成3年4月1日

2. 利用定員 68名

3. ユニットの名称等

ユニット1－黒川町	10名
ユニット2－大川町	10名
ユニット3－港町	10名
ユニット4－登町	9名
ユニット5－梅川町	9名
ユニット6－沢町	10名
ユニット7－入舟町	10名

4. 入退居にあたっての留意事項

指定介護老人福祉施設サービスの対象者は、要介護者であって継続して医療的処置が必要ない方とします。

- 入居後、入居者の状態が変化し常時治療の必要性が出た場合は退居の場合があります。
- 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退居に必要な援助を行うよう努めます。

5. 事業所における苦情の受付

(1) 苦情受付窓口

○苦情受付担当者 援助課長 黒田 野花香
○苦情解決責任者 施設長 本荘 賴賢
連絡先 0135-22-5350
受付時間 午前9時20分～午後6時20分
○苦情第3者委員
野 村 広 司 0135-33-5062
三 浦 恵 子 0135-23-3781
津 沢 誠 0136-57-5972

(2) 苦情受付・対応の概要

苦情を受け付けた場合は、苦情解決責任者へ内容の報告をし、事実確認を致します。内容によっては入居者、ご家族等と面談を行い詳細な聞き取りを致します。その後苦情解決へ向けて施設内苦情相談委員会で対応を検討し苦情解決責任者へ上申、その後解決措置を講じる仕組みとなっております。解決が困難となった事例については、法

人が設置する苦情処理第3者委員会に申し立て、速やかに解決を図るよう努めます。

○ 当事業所以外については市町村、国民健康保険団体連合会、北海道福祉サービス適正化委員会へサービスに関して苦情の申し立てをすることができます。

余市町役場

余市町朝日町26番地	0135-23-2141
国民健康保険団体連合会	
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館	011-231-5161
北海道福祉サービス適正化委員会	
札幌市中央区北2条西7丁目	011-204-6310

※国民健康保険団体連合会への申し立て方法は、原則書面によりますが、困難な場合に口頭による申し立ても出来ます。

6. 職員体制（短期入所生活介護と一体的運営）

職種	職員数	職種	職員数	職種	職員数
管理者	1	機能訓練指導員	1名以上	栄養士	1名以上
生活相談員	1名以上	介護支援専門員	1名以上	介護職員	27名以上
医師（非常勤）	1	看護師	3名以上		

〔注〕 1. ユニット型介護老人福祉施設フルーツ・シャトーよいちはユニット型短期入所生活介護と一体的にサービス提供を行っておりますので、職員の配置数はその合計で表示しております。

7. サービスの内容

（1）施設サービス計画の立案

入居者の方の個別の援助計画を立て、内容をご本人・ご家族に説明し同意のもと交付し、それに基づきケアを致します。

（2）食事

管理栄養士が献立を立て、季節感のある食事を提供致します。

（3）介護

可能な限り自立に向けた介護を提供致します。

（4）入浴

週2回以上の入浴があります。身体状況に応じて、普通浴槽・座浴槽・特殊浴槽を利用頂けます。

（5）機能訓練

ご希望により身体の状況・体力に応じた機能訓練を致します。

（6）生活相談

生活相談員等が生活内のご相談に応じます。

（7）健康管理

食欲や運動面、服薬援助、バイタル測定などの健康管理を致します。

（8）理美容サービス

移動理髪サービスをご利用することが出来ます。

（9）日常費支払代行

入居者・ご家族の同意のもと日常生活にかかる支払いを代行することができます。

(10) 所持品の管理

入居者・ご家族の同意のもと所持品の管理をすることができます。

(11) レクリエーション等

運動を兼ねて楽しみながら参加出来るレクリエーションを企画実施致します。

8. 利用料（本人負担額）

(1) サービスの利用料（1日あたり）

(単位：円)

介護度	介護費
	ユニット型個室
要介護 1	670
要介護 2	740
要介護 3	815
要介護 4	886
要介護 5	955

- 入所した日から30日以内の期間につき、初期加算として1日30円加算
- 入院又は外泊をした場合は、初日及び最終日を除き1ヶ月に6日を限度として所定介護費に代えて1日につき246円算定
- 夜勤職員配置加算として、1日につき18円加算
- サービス提供体制強化加算（I）として、1日につき22円加算
- 介護職員処遇改善加算（II）は、1月につき介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算）×サービス別加算率（13.6%）（1単位未満四捨五入）円
- 看取り介護加算（I）
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みが無いと診断があり、入居者またはご家族等の同意を得て、看取り介護に関する計画をもとに看取り介護をした場合で、当施設または病院において死亡した場合の加算
 - ① 死亡日以前31日以上45日以下 1日につき 72円
 - ② 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 144円
 - ③ 死亡日の前日及び前々日 1日につき 680円
 - ④ 死亡日当日の加算 1280円
- 看護体制加算として、1日につき12円加算（看護体制加算I：4円・看護体制加算II：8円）
- 安全対策体制加算として、入所時20円加算
- 科学的介護推進体制加算（I）
入所者ごとに心身の状況に関する基本的な情報を厚生労働省へ提出し、データを分析されフィードバックを受ける体制、1月につき40円加算
- 褥瘡マネジメント加算（I）・（II）
入所者ごとに褥瘡が発生するリスクについて、施設入所時に評価し、3月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たる。褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合、1月につき13円加算（II）
褥瘡発生のリスクはないが、発生予防のための評価は、1月につき3円加算（I）

- 排せつ支援加算
1ヶ月につき10円加算。継続的に状態維持、改善に向けた入所者ごとの排泄に係る支援を行う。
- 栄養マネジメント強化加算
1日につき11円加算。入所者ごとの食事状況を関係職種で確認し継続的な栄養管理を強化する。
- 協力医療機関連携加算として、1ヶ月につき50円加算。
- 退所時情報提供加算として、1回につき250円加算。

(2) 居住費及び食費

(単位:円)

利用者 負担段階	居住費	食費
	ユニット型個室	
第4段階	2,066	1,600
第1段階	880	300
第2段階	880	390
第3段階①	1,370	650
第3段階②	1,370	1,360

※ 特定入所者介護サービス費制度による介護保険負担限度額認定を受けている場合、上記利用者負担段階の第1段階から第3段階に該当する場合があります。

*食費の詳細

食費	内訳
1,600円	朝食 380円
	昼食 660円
	夕食 560円

(3) 居室確保費 — 入院した場合の居室確保費用 (外泊時加算対象外の日)

利用者 負担段階	居室確保費
基準費用額	ユニット型個室
第1段階	1,000
第2段階	440
第3段階①	440
第3段階②	600

(4) 理美容代

	さわやかカット サービス	理容コウダイラ企画
カット	1,500円	2,130円
カット+シェービング	1,800円	2,350円
カット+シェービング(居室)	1,800円	2,550円
カラー(カット+シェービング)	4,500円	—
パーマ(カット+シェービング)	5,300円	—
シャンプー	500円	—
シェービング	800円	—
メイク・ブロー	1,000円	—

（5）その他管理費等

電気代	1日当たり 10円 (テレビ) 1日当たり 25円 (冷蔵庫)
*テレビ及び冷蔵庫に係る料金徴収については、入居者が居室に持ち込んで使用した際に掛かる1日当たりの電気料金です。	
入浴用品	1回当たり 10円 (シャンプー) 1回当たり 10円 (ボディソープ)
*入浴用品に係る料金徴収については、入居者が利用を希望した場合に限ります。	
ティッシュ代	実費
*居室で個人的に使用する場合の料金	
義歯洗浄剤	実費
*個別に使用希望する口腔関連費	

（6）ユニット型介護老人介護福祉施設を利用した場合の利用料が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをしていただきます。

（7）支払方法

毎月5日までに前月分の請求を致しますので請求書受領後7日以内にお支払い下さい。

9. 緊急時の対応方法

- 入居者の様態の変化、急変などがあった場合は、ただちに事業所管理者に報告し、ご家族に連絡をするとともに24時間の連絡体制を確保している当施設看護師に連絡をし、病院や診療所等との連携により、健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講じます。

10. 非常災害対策

- 災害時においては「社会福祉法人よいち福祉会 防災管理規程」及び「消防計画」などの規程に基づき、利用者の安全確保に努めます。

11. 事故発生時の対応

- サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該ご家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。又、事故状況の記録等から事故再発防止のための措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りではありません。

12. 利用者の記録や情報の管理・開示について

- 関係法令に基づいて、入居者の記録や情報を適切に管理し、入居者の求めに応じて、その内容を開示します。又、入居者及びご家族の情報の使用に関しては予め別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用させていただきます。

13. 協力医療機関

社会福祉法人 北海道社会事業協会 余市病院

医療法人社団 荒木歯科医院

14. 福祉サービス第3者評価の実施について

第3者評価の実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和4年5月17日～令和4年5月19日（訪問評価期間）
評価機関の名称	特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー
結果の開示状況	利用者家族へ配布及び、事業所玄関に閲覧用を設置

15. その他の運営についての重要事項

- 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備しております。
- 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容としております。
- 認知症等の方について、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行う場合があります。その際の身体拘束が必要な場合は、入居者及び家族に説明をし、同意に関してご相談することとしております。又、同意を得た場合は、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- 入居者が重度化した場合は看取りに関しての指針に基づき、本人及び家族の意思の確認をして対応の同意を必要的都度得ながら、医療機関等との連携により対応することとする。

ユニット型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）利用にあたり、入居者に対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

名 称 ユニット型介護老人福祉施設 フルーツ・シャトーよいち

説明者 職 名

印

氏 名

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

入居者氏名

印

又は入居者代理人